

農業をされている皆様へ

償却資産(固定資産税)申告のご案内

- ◇ 償却資産とは、土地・家屋以外の事業（農業、不動産賃貸業、太陽光発電事業等を含む）で用いる事業用資産で、固定資産税の課税対象です。

※固定資産税は昭和25年に創設された地方税で、土地・家屋・償却資産が課税対象です。



- ◇ 償却資産は対象となる資産を1品でも所有していれば、毎年1月1日現在で所有する償却資産を、1月31日までにその資産の所在する市町村に自主的に申告をしていただかなければなりません（地方税法第383条）。
- ◇ 確定申告(国税)をしていても固定資産税(地方税)の償却資産申告は必要です。税務署調査等で対象となる資産を所有していることが判明した場合には、資産税課から申告のご案内をしております。
- ◇ 確定申告における減価償却資産と固定資産税の償却資産の違い

○ 減価償却資産(税務署に申告)
建物(家屋)、自動車・軽自動車、
生物(牛馬、果樹等)、繰延資産、
無形減価償却資産(ソフトウェア等)
少額減価償却資産、一括償却資産

◎ 償却資産(市町村へ申告)
① 構築物・建物附属設備
② 機械及び装置 ③ 船舶 ④ 航空機
⑤ 車両(大型特殊自動車等)
⑥ 工具、器具及び備品 など

※減価償却資産は償却資産の資産も含まれますが、償却資産は①～⑥項目のみ該当します。



◇主な農業用償却資産で申告が必要なもの

家屋として課税されていないビニールハウス・畜舎等、加温機、ボイラー、管理機、動噴、ヒートポンプ、サイロ、自動開閉機、農業用ドローン、大型特殊自動車、家畜用設備 など

◇主な農業用償却資産で申告が不要なもの

農耕トラクタ・刈取脱穀作業車(コンバイン)・田植機等の乗用の農耕作業用自動車で最高速度が35km/h 未満の車両(但し、手押しタイプのは申告対象となります。)、自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)対象の車両(軽トラック・農耕用トレーラ等)、家屋として課税されている倉庫等、生物(牛馬、果樹等)、棚卸資産(商品等) など

◇農耕作業用自動車の区別

区分	大型特殊自動車(償却資産対象)	小型特殊自動車(償却資産対象外)
要件	最高速度が 35km/h 以上	最高速度が 35km/h 未満
税目	固定資産税(償却資産)	軽自動車税(種別割)
登録	ナンバープレート(9から始まる車両) (例) 宮崎 900 い 12-34	緑色のナンバープレート (例) 宮崎市 農 12-34

※同種の車両であっても最高速度が異なる場合があるため、カタログ等を十分ご確認ください。

◇免税点

申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、課税されません。

※申告関係書類は、宮崎市資産税課(宮崎市役所第3庁舎2階)で配布しております。
電話での請求も受け付けておりますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
また、宮崎市のホームページから印刷することができます。市ホームページの「税金」
→「固定資産税」→「償却資産の申告(固定資産税)」の欄に掲載しています。

【お問い合わせ先】

宮崎市 資産税課 償却資産係 (宮崎市役所第3庁舎2階)

電話: (0985) 21 - 1743

市ホームページはこちら→

【申告書提出先】

宮崎市 資産税課 償却資産係、又は総合支所(佐土原、田野、高岡、清武)地域市民福祉課

